

## 行政庁の懲戒実績及び懲戒事由

### 弁理士法に基づく懲戒

(現行法(平成12年改正)施行後)

平成16年度: 1件

懲戒: 戒告

懲戒事由: 特許庁に納付すべき出願料等を出願人等から受領しているにもかかわらず、当該出願料等を適正な期間内に特許庁に納付せず手続を遅延させ、また、特許庁から出願料等を納付すべき旨の指令等が発せられていることについて出願人等に連絡しなかった。

平成18年度(8月現在): 1件

懲戒: 業務の禁止

懲戒事由: 特許庁に納付すべき出願料等を出願人等から受領しているにもかかわらず、当該出願料等を特許庁に納付しなかった。また、特許庁から出願料等を納付すべき旨の指令等が発せられていることについて出願人等に連絡しなかった。出願人等は、権利の消滅を避けるため、出願料等の再度の負担を強いられることとなったが、当該弁理士は出願人等から受領していた出願料等を返還しなかった等。